

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第2号

財務監査の結果について

令和8年1月26日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 松井 宣之

監査委員 浅野 文直

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく検査を執行した結果は次のとおりです。

1 監査の期間

令和7年10月1日から令和8年1月26日

2 監査の対象

令和6年10月1日から令和7年9月30日までに執行された令和6年度下半期及び令和7年度上半期分の財務に関する事務

3 監査の結果

別紙のとおり

令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 財務監査結果報告書

1 監査対象

令和6年10月1日から令和7年9月30日までに執行された令和6年度下半期及び令和7年度上半期分の財務に関する事務

2 監査実施期間

令和7年10月1日から令和8年1月26日まで

3 監査方法

事前に各所管に対し関係資料の提出を求め、関係諸帳簿の照合等を行うとともに、担当者への事情聴取等を実施した。

4 監査結果

監査対象となった財務に関する事務の執行について、契約及び収入・支出は予算どおり、かつ、適法・適切になされているか、現金、預金、借入金及び財産の管理状況は適正かに主眼を置き、検査、照合等を実施した。また、収入事務及び支出事務について、当広域連合担当課に事務の流れ、チェック体制及び預金通帳の保管状況等の確認を行った。その結果、不当な予算の執行は認められず、概ね目的に従って適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

一方、財務事務の一部で改善や検討を要する事項があり、速やかに適切な措置を講じるよう求める。

また、措置を求める事項ではないものの、確認不足等による事務処理上の注意すべき軽微な指摘事項は、昨年度と比較して大きく減少したが、例年と同様の誤りも見受けられた。引き続き、組織的に対策を講じられたい。

(1) 措置を求める事項

ア 債権管理について

債権管理台帳について、記載事項の一部で未記載を確認した。

債権は、神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例及び同施行規則に基づき、適切かつ効率的に管理しなければならないと定められているため、台帳を適正に管理し、適切な事務処理に努められたい。

イ 再委託に係る事務処理の不備について

印刷請負契約において、請負者から再委託等承諾申請書が提出されて
いたにも関わらず、承諾に係る事務処理を怠っていた案件を確認した。

神奈川県後期高齢者医療広域連合契約規則（以下「契約規則」という。）
において、委任又は下請負の制限について定められており、請負者による
再委託は原則認められておらず、事前に契約担当者の書面による承諾を得
た場合において、実施されるものと解される。

契約規則等に基づき、適切な事務処理に努められたい。